

USPTO、特許審査におけるピア・レビュー「Peer to Patent」の試行再開を発表

2010年10月20日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、19日、特許審査におけるピア・レビュー¹「Peer to Patent²」の試行を、前回同様ニューヨークロースクール³のCenter for Patent Innovations(CPI)との共同で、今月25日より再開すると発表した³⁴。

「Peer to Patent」は、USPTOが2007年6月に世界に先駆けて試行を開始したものの⁵。特許審査プロセス促進と審査品質向上を目的に、公衆がウェブを通じて特許審査プロセスに参加する新しい取組であり、外部のオープンネットワークによる第三者のレビューを通じて有用な先行技術情報を審査官に提供するものである。「Peer to Patent」では、公衆からの参加者(レビュアー。登録制)が、対象となった特許出願⁶に関わる先行技術調査等を行い、関連する文献情報を特許審査官に提供し、審査に活用する仕組みとなっている。

同発表によれば、今般の試行プログラムは前回行った試行プログラムの対象分野や内容を拡大させたものであり、具体的な相違点として、①前回のレビュー対象分野(ソフトウェア及びビジネス方法)に、バイオテクノロジー、バイオインフォマティクス(bioinformatics)、テレコミュニケーション、音声認識技術(speech recognition technology)の分野を追加、②レビュー期間を3カ月に短縮、③件数上限を400件から1000件に増加、④レビューの結果として特許審査官に提供する先行技術文献の数を10件から6件に縮小、が挙げられている。今般の試行期間は約1年間の予定であり、11年9月30日までに参加した特許出願がレビュー対象になるとのこと。

また、同発表によれば、前回(07年6月～09年6月)の試行では、140カ国以上から2700人以上がレビュアーとして登録し、レビュー対象となった特許出願189件に対して600件以上の先行技術文献が提供されたとしている。

(了)

¹「コミュニティ・パテント・レビュー」とも称される。

²[「Peer to Patent」ウェブサイト](#)及び[プレスリリース](#)

³[USPTOによるプレスリリース](#)

⁴USPTOウェブサイト内[「Peer Review Pilot 2010」のページ](#)

⁵[070607【米国IP情報】USPTOが第三者による情報提供の奨励施策「Peer Review Pilot」の試行開始を発表](#)

⁶ピア・レビューへの参加を希望する出願人が対象案件(特許出願)を登録する。